

文教委員会資料

令和8年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第112号

川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第124号

川崎市市民館条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第125号

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第126号

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

議案第127号

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第128号

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第129号

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料1 新旧対照表

参考資料2 川崎市教育文化会館条例等の一部改正について

参考資料3 川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年8月27日
教育委員会事務局

生涯学習部生涯学習推進課 担当

改正後						改正前					
○川崎市川崎市民館・労働会館条例						○川崎市川崎市民館・労働会館条例					
令和 6 年 6 月 28 日 条例第 48 号						令和 6 年 6 月 28 日 条例第 48 号					
別表（第 14 条関係）						別表（第 14 条関係）					
1 施設利用料						1 施設利用料					
種別		金額				種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日
		9 時～ 11 時 30 分	0 時 30 分～ 4 時 30 分	5 時 30 分～ 9 時 30 分	9 時～ 9 時 30 分			9 時～ 11 時 30 分	0 時 30 分～ 4 時 30 分	5 時 30 分～ 9 時 30 分	9 時～ 9 時 30 分
ホー ル	大ホール	8, 120 円	10, 830 円	18, 720 円	37, 670 円	ホー ル	大ホール	7, 390 円	9, 850 円	17, 020 円	34, 260 円
	リハーサル室	610 円	1, 350 円	1, 840 円	3, 800 円		リハーサル室	560 円	1, 230 円	1, 680 円	3, 470 円
	ミニホール	4, 310 円	6, 020 円	7, 750 円	18, 080 円		ミニホール	3, 920 円	5, 480 円	7, 050 円	16, 450 円
種別		9 時～12 時	1 時～5 時	6 時～ 9 時 30 分	9 時～ 9 時 30 分	種別		9 時～12 時	1 時～5 時	6 時～ 9 時 30 分	9 時～ 9 時 30 分
多 目 的 室	ルーム 1	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円	多 目 的 室	ルーム 1	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 2	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円		ルーム 2	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 3	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円		ルーム 3	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 4	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円		ルーム 4	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 5	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円		ルーム 5	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 6	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円		ルーム 6	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 7	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円		ルーム 7	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 8	2, 330 円	2, 940 円	3, 810 円	9, 080 円		ルーム 8	2, 120 円	2, 680 円	3, 470 円	8, 270 円
	ルーム 9	1, 350 円	1, 960 円	2, 460 円	5, 770 円		ルーム 9	1, 230 円	1, 790 円	2, 240 円	5, 260 円
	ルーム 10	2, 940 円	3, 680 円	4, 790 円	11, 410 円		ルーム 10	2, 680 円	3, 350 円	4, 360 円	10, 390 円
	ルーム 11	2, 940 円	3, 680 円	4, 790 円	11, 410 円		ルーム 11	2, 680 円	3, 350 円	4, 360 円	10, 390 円
	交流室	2, 330 円	2, 940 円	3, 810 円	9, 080 円		交流室	2, 120 円	2, 680 円	3, 470 円	8, 270 円

改正後						改正前					
教養室	体育室 1	480円	850円	1,470円	2,800円	教養室	体育室 1	440円	780円	1,340円	2,560円
	体育室 2	480円	850円	1,470円	2,800円		体育室 2	440円	780円	1,340円	2,560円
	音楽室	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		音楽室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	和室 1	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		和室 1	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室 2	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		和室 2	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	料理室	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		料理室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室 1	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		実習室 1	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	実習室 2	970円	1,100円	1,470円	3,540円		実習室 2	890円	1,000円	1,340円	3,230円
オープンスペース	3階オープンスペース	390円	460円	610円	1,460円	オープンスペース	3階オープンスペース	360円	420円	560円	1,340円
	4階オープンスペース	460円	590円	750円	1,800円		4階オープンスペース	420円	540円	690円	1,650円
	5階オープンスペース	190円	220円	290円	700円		5階オープンスペース	180円	200円	270円	650円
種別		全日				種別		全日			
		9時～9時						9時～9時			
教養室	スタジオ 1	1回（1時間）440円				教養室	スタジオ 1	1回（1時間）400円			
	スタジオ 2	1回（1時間）550円					スタジオ 2	1回（1時間）500円			
	スタジオ 3	1回（1時間）770円					スタジオ 3	1回（1時間）700円			
	スタジオ 4	1回（1時間）660円					スタジオ 4	1回（1時間）600円			
オンラインルーム	オンラインルーム（大）	1回（1時間）330円				オンラインルーム	オンラインルーム（大）	1回（1時間）300円			
オンラインルーム	オンラインルーム（個人）	1回（1時間）110円				オンラインルーム	オンラインルーム（個人）	1回（1時間）100円			
種別		午前	午後	夜間	全日	種別		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時			9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時

改正後

分館	第 1 学習室	970円	1, 100円	1, 470円	3, 540円
	第 2 学習室	970円	1, 100円	1, 470円	3, 540円
	実習室	970円	1, 100円	1, 470円	3, 540円
	和室	730円	850円	1, 230円	2, 810円

備考

1

土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。

2

利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における施設利用料の 2 割相当額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3

大ホール及びミニホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

入場料金	増額の割合
1, 000円未満	5 割
1, 000円以上3, 000円未満	10割
3, 000円以上	20割

4

3階オープンスペース、4階オープンスペース及び5階オープンスペースの施設利用料は、3階オープンスペースにあつては和室 1 を利用する場合、4階オープンスペースにあつては料理室を利用する場合、5階オープンスペースにあつては実習室 2 を利用する場合であつて指定管理者が専用利用を認めるときの施設利用料とする。

2

設備利用料

単位	金額
1 式、1 台、1 本、1 基、1 枚、1 個、1 キロワ	6, 160円

改正前

分館	第 1 学習室	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	第 2 学習室	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	実習室	890円	1, 000円	1, 340円	3, 230円
	和室	670円	780円	1, 120円	2, 570円

備考

1

土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の 2 割増相当額とする。

2

利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における施設利用料の 2 割相当額（1 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

3

大ホール及びミニホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。

入場料金	増額の割合
1, 000円未満	5 割
1, 000円以上3, 000円未満	10割
3, 000円以上	20割

4

3階オープンスペース、4階オープンスペース及び5階オープンスペースの施設利用料は、3階オープンスペースにあつては和室 1 を利用する場合、4階オープンスペースにあつては料理室を利用する場合、5階オープンスペースにあつては実習室 2 を利用する場合であつて指定管理者が専用利用を認めるときの施設利用料とする。

2

設備利用料

単位	金額
1 式、1 台、1 本、1 基、1 枚、1 個、1 キロワ	5, 600円

改正後			改正前		
ット、1脚、1双その他1単位		1回	ット、1脚、1双その他1単位		1回
備考	1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。		備考	1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。	
	2 前項の規定にかかわらず、スタジオ1、スタジオ2、スタジオ3、スタジオ4、オンラインルーム（大）及びオンラインルーム（個人）においては、利用許可を受けた1時間を1回として扱う。			2 前項の規定にかかわらず、スタジオ1、スタジオ2、スタジオ3、スタジオ4、オンラインルーム（大）及びオンラインルーム（個人）においては、利用許可を受けた1時間を1回として扱う。	
	3 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。			3 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	
3 駐車場利用料			3 駐車場利用料		
種別	基本料金	超過料金	種別	基本料金	超過料金
普通自動車	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円	普通自動車	1台1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円
備考 普通自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。			備考 普通自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。		

【第1条】川崎市市民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○川崎市市民館条例							○川崎市市民館条例						
昭和47年 3 月28日 条例第38号							昭和47年 3 月28日 条例第38号						
別表第 1 （第11条関係）							別表第 1 （第11条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9 時～ 11時30分	0 時30分～ 4 時30分	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時				9 時～ 11時30分	0 時30分～ 4 時30分	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時
ホー ル	大ホール	幸 宮前	8,120円	10,830円	18,720円	37,670円	ホー ル	大ホール	幸 宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
	リハーサル 室	幸	610円	1,350円	1,840円	3,800円		リハーサル 室	幸	560円	1,230円	1,680円	3,470円
種別			9 時～12時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時	種別			9 時～12時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時
会 議 室	大会議室	幸 宮前	4,310円	6,020円	7,750円	18,080円	会 議 室	大会議室	幸 宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第 1 会議室	幸	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		第 1 会議室	幸	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		宮前	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円			宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第 2 会議室	幸	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第 2 会議室	幸	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		宮前	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第 3 会議室	幸 宮前	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第 3 会議室	幸 宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
		第 4 会議室	幸	1,350円	1,960円	2,460円			5,770円	第 4 会議室	幸	1,230円	1,790円
	宮前	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円	宮前		2,120円	2,680円		3,470円	8,270円	
集会室	菅生	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円	集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		

改正後								改正前							
教養室	音楽室	幸	<u>2,330円</u>	<u>2,940円</u>	<u>3,810円</u>	<u>9,080円</u>		教養室	音楽室	幸	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>	
	和室	幸宮前	<u>1,960円</u>	<u>2,330円</u>	<u>3,080円</u>	<u>7,370円</u>			和室	幸宮前	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>	
		日吉	<u>730円</u>	<u>850円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,810円</u>				日吉	<u>670円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,570円</u>	
		菅生	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>				菅生	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>	
	料理室	幸宮前	<u>2,330円</u>	<u>2,940円</u>	<u>3,810円</u>	<u>9,080円</u>			料理室	幸宮前	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>	
	実習室	幸宮前	<u>1,960円</u>	<u>2,330円</u>	<u>3,080円</u>	<u>7,370円</u>			実習室	幸宮前	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>	
		日吉	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>				日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>	
	視聴覚室	宮前	<u>2,330円</u>	<u>2,940円</u>	<u>3,810円</u>	<u>9,080円</u>			視聴覚室	宮前	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>	
	学習室	菅生	<u>1,350円</u>	<u>1,960円</u>	<u>2,460円</u>	<u>5,770円</u>			学習室	菅生	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>	
	第1学習室	日吉	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			第1学習室	日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>	
	第2学習室	日吉	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			第2学習室	日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>	
	第3学習室	日吉	<u>1,350円</u>	<u>1,960円</u>	<u>2,460円</u>	<u>5,770円</u>			第3学習室	日吉	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>	
	第4学習室	日吉	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			第4学習室	日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>	
体育室		幸宮前	<u>360円</u>	<u>610円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,200円</u>		体育室		幸宮前	<u>330円</u>	<u>560円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,010円</u>	
備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。								備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合は、規定使用料の2割を増徴する。							
2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。								2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設使用料の2割（1円未満の端数は、切り捨てる。）を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設使用料は、無料とする。							
3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入								3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合は、次の表の入							

改正後							改正前						
場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。							場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を増徴する。						
入場料金			増徴の割合				入場料金			増徴の割合			
1,000円未満			5割				1,000円未満			5割			
1,000円以上3,000円未満			10割				1,000円以上3,000円未満			10割			
3,000円以上			20割				3,000円以上			20割			
2 設備使用料							2 設備使用料						
単位			金額				単位			金額			
1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回			6,160円				1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1キロワットその他1単位 1回			5,600円			
備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。							備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。						
2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。							2 利用許可の時間を超えて利用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備使用料の2割相当額を増徴する。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備使用料は、無料とする。						
別表第2（第11条の2関係）							別表第2（第11条の2関係）						
1 施設利用料							1 施設利用料						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	9時～9時				9時～11時30分	0時30分～4時30分	5時30分～9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	中原	4,550円	6,770円	11,200円	22,520円	ホー ル	大ホール	中原	4,140円	6,160円	10,190円	20,490円
		高津多摩	8,120円	10,830円	18,720円	37,670円			高津多摩	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円

改正後								改正前							
会議室	リハーサル室	麻生						リハーサル室	麻生						
		高津	610円	1,350円	1,840円	3,800円			高津	560円	1,230円	1,680円	3,470円		
		多摩	1,230円	2,700円	3,690円	7,620円			多摩	1,120円	2,460円	3,360円	6,940円		
	種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時			種別		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時	
	大会議室	高津						大会議室	高津						
		多摩	4,310円	6,020円	7,750円	18,080円			多摩	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円		
		麻生							麻生						
	第1会議室	中原	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第1会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
		高津							高津						
		多摩	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			多摩	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
	第2会議室	麻生						第2会議室	麻生						
		中原	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円			中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
		高津							高津						
	第3会議室	多摩	970円	1,100円	1,470円	3,540円		第3会議室	多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
		中原	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円			中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
		麻生							麻生						
	第4会議室	高津	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		第4会議室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		多摩	970円	1,100円	1,470円	3,540円			多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円		
		麻生							麻生						
	第5会議室	中原	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第5会議室	中原	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
		多摩							多摩						
		高津	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		

改正後							改正前							
教養室	第 6 会議室	中原 高津	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円	第 6 会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		多摩	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円		
		集会室	岡上	1,350円	1,960円	2,460円		5,770円	集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	音楽室	中原	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円	音楽室	中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円		
		第 1 音楽室	高津	2,330円	2,940円	3,810円		9,080円	第 1 音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		第 2 音楽室	高津	1,960円	2,330円	3,080円		7,370円	第 2 音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	和室	中原 高津 多摩 麻生	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円	和室	中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円		
		橘	730円	850円	1,230円	2,810円		橘	670円	780円	1,120円	2,570円		
		料理室	中原 高津 多摩 麻生	2,330円	2,940円	3,810円		9,080円	料理室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室		中原 高津 多摩 麻生	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円	実習室		中原 高津 多摩 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
			橘	970円	1,100円	1,470円	3,540円			橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円
		視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		視聴覚室	中原 高津 多摩 麻生	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室		岡上	970円	1,100円	1,470円	3,540円	学習室		岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第 1 学習室		多摩	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円	第 1 学習室		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円

改正後							改正前																						
	第2学習室	橘	730円	850円	1,230円	2,810円	第2学習室	橘	670円	780円	1,120円	2,570円																	
		多摩	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円																	
		橘	970円	1,100円	1,470円	3,540円		橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円																	
		第3学習室	橘	970円	1,100円	1,470円		3,540円	第3学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円															
		第4学習室	橘	970円	1,100円	1,470円		3,540円	第4学習室	橘	890円	1,000円	1,340円	3,230円															
	茶華道室	岡上	970円	1,100円	1,470円	3,540円	茶華道室	岡上	890円	1,000円	1,340円	3,230円																	
体育室	中原					体育室	中原																						
	高津	480円	850円	1,470円	2,800円		高津	440円	780円	1,340円	2,560円																		
	麻生						麻生																						
	多摩	360円	610円	1,230円	2,200円		多摩	330円	560円	1,120円	2,010円																		
	岡上	240円	360円	730円	1,330円		岡上	220円	330円	670円	1,220円																		
備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。 <table><tr><th>入場料金</th><th>増額の割合</th></tr><tr><td>1,000円未満</td><td>5割</td></tr><tr><td>1,000円以上3,000円未満</td><td>10割</td></tr><tr><td>3,000円以上</td><td>20割</td></tr></table>							入場料金	増額の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割	備考 1 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額とする。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間区分における施設利用料の2割相当額（1円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。 3 大ホールの利用について入場料を徴収する場合の施設利用料の額は、次の表の入場料金の区分に従い、規定利用料に増額の割合を乗じて得た額を、施設利用料に加えた額とする。 <table><tr><th>入場料金</th><th>増額の割合</th></tr><tr><td>1,000円未満</td><td>5割</td></tr><tr><td>1,000円以上3,000円未満</td><td>10割</td></tr><tr><td>3,000円以上</td><td>20割</td></tr></table>							入場料金	増額の割合	1,000円未満	5割	1,000円以上3,000円未満	10割	3,000円以上	20割
入場料金	増額の割合																												
1,000円未満	5割																												
1,000円以上3,000円未満	10割																												
3,000円以上	20割																												
入場料金	増額の割合																												
1,000円未満	5割																												
1,000円以上3,000円未満	10割																												
3,000円以上	20割																												
4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会							4 大ホール（川崎市高津市民館に限る。）を見本市、商品展示会																						

改正後		改正前	
その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前項の規定は、適用しない。		その他これらに類する催物に利用する場合の施設利用料の額は、大ホールの規定利用料の9倍相当額を加算した額とする。この場合において、前項の規定は、適用しない。	
2 設備利用料		2 設備利用料	
種別	単位	金額	
陶芸用電気窯	1台 1回	3,690円	3,360円
その他附帯設備	1式、1台、1本、1列、1基、1枚、1個、1脚、1双、1張、1室、1キロワットその他1単位 1回	6,160円	5,600円
備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。		備考 1 本表においては、午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。	
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。		2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、設備利用料の2割相当額とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	
3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。		3 前2項の規定は、陶芸用電気窯には、適用しない。	

【第2条】川崎市市民館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○川崎市市民館条例の一部を改正する条例							○川崎市市民館条例の一部を改正する条例						
令和8年6月30日条例第40号							令和8年6月30日条例第40号						
別表第1（第11条関係）							別表第1（第11条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時				9時～ 11時30分	0時30分～ 4時30分	5時30分～ 9時	9時～9時
ホー ル	大ホール	宮前	8,120円	10,830円	18,720円	37,670円	ホー ル	大ホール	宮前	7,390円	9,850円	17,020円	34,260円
種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時	種別			9時～12時	1時～5時	5時30分～ 9時	9時～9時
会 議 室	大会議室	宮前	4,310円	6,020円	7,750円	18,080円	会 議 室	大会議室	宮前	3,920円	5,480円	7,050円	16,450円
	第1会議室	宮前	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第1会議室	宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室	宮前	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		第2会議室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第3会議室	宮前	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第3会議室	宮前	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4会議室	宮前	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		第4会議室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	集会室	菅生	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		集会室	菅生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
教 養 室	和室	宮前	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円	教 養 室	和室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		菅生	970円	1,100円	1,470円	3,540円			菅生	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	料理室	宮前	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		料理室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	実習室	宮前	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		実習室	宮前	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	視聴覚室	宮前	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		視聴覚室	宮前	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	学習室	菅生	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		学習室	菅生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
体育室		宮前	360円	610円	1,230円	2,200円	体育室		宮前	330円	560円	1,120円	2,010円

改正後							改正前						
別表第 2（第11条の 2 関係）							別表第 2（第11条の 2 関係）						
1 施設利用料							1 施設利用料						
種別			金額				種別			金額			
			午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日
			9 時～ 11 時30分	0 時30分～ 4 時30分	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時				9 時～ 11 時30分	0 時30分～ 4 時30分	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時
ホー ル	大ホール	幸 高津 多摩 麻生	8, 120円	10, 830円	18, 720円	37, 670円	ホー ル	大ホール	幸 高津 多摩 麻生	7, 390円	9, 850円	17, 020円	34, 260円
		中原	4, 550円	6, 770円	11, 200円	22, 520円			中原	4, 140円	6, 160円	10, 190円	20, 490円
	リハーサル 室	幸 高津	610円	1, 350円	1, 840円	3, 800円		リハーサル 室	幸 高津	560円	1, 230円	1, 680円	3, 470円
		多摩	1, 230円	2, 700円	3, 690円	7, 620円			多摩	1, 120円	2, 460円	3, 360円	6, 940円
種別			9 時～12 時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時	種別			9 時～12 時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時	9 時～ 9 時
会 議 室	大会議室	幸 高津 多摩 麻生	4, 310円	6, 020円	7, 750円	18, 080円	会 議 室	大会議室	幸 高津 多摩 麻生	3, 920円	5, 480円	7, 050円	16, 450円
	第 1 会議室					第 1 会議室		幸	2, 120円	2, 680円	3, 470円	8, 270円	
		幸 中原 高津	1, 350円	1, 960円	2, 460円			5, 770円	中原 高津	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円
		多摩 麻生	1, 960円	2, 330円	3, 080円			7, 370円	多摩 麻生	1, 790円	2, 120円	2, 800円	6, 710円
	第 2 会議室	幸	1, 350円	1, 960円	2, 460円	5, 770円		第 2 会議室	幸	1, 230円	1, 790円	2, 240円	5, 260円

改正後								改正前							
			中原 高津 麻生							中原 高津 麻生					
			多摩	970円	1,100円	1,470円	3,540円			多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
		第3会議室	幸 中原 麻生	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第3会議室	幸 中原 麻生	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
			高津	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
			多摩	970円	1,100円	1,470円	3,540円			多摩	890円	1,000円	1,340円	3,230円	
		第4会議室	幸 中原 多摩	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第4会議室	幸 中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
			高津 麻生	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			高津 麻生	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		第5会議室	中原 多摩	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第5会議室	中原 多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
			高津	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
		第6会議室	中原 高津	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		第6会議室	中原 高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円	
			多摩	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円			多摩	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
		集会室	岡上	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		集会室	岡上	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円	
	教養 室	音楽室	幸 中原	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円		教養 室	音楽室	幸 中原	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		第1音楽室	高津	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円			第1音楽室	高津	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
		第2音楽室	高津	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			第2音楽室	高津	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		和室	幸 中原	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			和室	幸 中原	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円

改正後								改正前							
			高津 多摩 麻生								高津 多摩 麻生				
			日吉 橘	<u>730円</u>	<u>850円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,810円</u>				日吉 橘	<u>670円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,570円</u>
		料理室	幸 中原 高津 多摩 麻生	<u>2,330円</u>	<u>2,940円</u>	<u>3,810円</u>	<u>9,080円</u>			料理室	幸 中原 高津 多摩 麻生	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>
			幸 中原 高津 多摩 麻生	<u>1,960円</u>	<u>2,330円</u>	<u>3,080円</u>	<u>7,370円</u>				幸 中原 高津 多摩 麻生	<u>1,790円</u>	<u>2,120円</u>	<u>2,800円</u>	<u>6,710円</u>
		実習室	日吉 橘	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			実習室	日吉 橘	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>
			中原 高津 多摩 麻生	<u>2,330円</u>	<u>2,940円</u>	<u>3,810円</u>	<u>9,080円</u>				中原 高津 多摩 麻生	<u>2,120円</u>	<u>2,680円</u>	<u>3,470円</u>	<u>8,270円</u>
		視聴覚室	岡上	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			視聴覚室	岡上	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>
		学習室	多摩	<u>1,350円</u>	<u>1,960円</u>	<u>2,460円</u>	<u>5,770円</u>			学習室	多摩	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>
		第1学習室	日吉	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			第1学習室	日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>
			橘	<u>730円</u>	<u>850円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,810円</u>				橘	<u>670円</u>	<u>780円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,570円</u>
		第2学習室	多摩	<u>1,350円</u>	<u>1,960円</u>	<u>2,460円</u>	<u>5,770円</u>			第2学習室	多摩	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>
			日吉 橘	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>				日吉 橘	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>

改正後								改正前							
		第3学習室	日吉	<u>1,350円</u>	<u>1,960円</u>	<u>2,460円</u>	<u>5,770円</u>			第3学習室	日吉	<u>1,230円</u>	<u>1,790円</u>	<u>2,240円</u>	<u>5,260円</u>
			橘	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>				橘	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>
		第4学習室	日吉	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			第4学習室	日吉	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>
			橘								橘				
	体育室	茶華道室	岡上	<u>970円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,470円</u>	<u>3,540円</u>			茶華道室	岡上	<u>890円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,340円</u>	<u>3,230円</u>
			幸多摩	<u>360円</u>	<u>610円</u>	<u>1,230円</u>	<u>2,200円</u>			体育室	幸多摩	<u>330円</u>	<u>560円</u>	<u>1,120円</u>	<u>2,010円</u>
			中原								中原				
			高津	<u>480円</u>	<u>850円</u>	<u>1,470円</u>	<u>2,800円</u>				高津	<u>440円</u>	<u>780円</u>	<u>1,340円</u>	<u>2,560円</u>
			麻生								麻生				
			岡上	<u>240円</u>	<u>360円</u>	<u>730円</u>	<u>1,330円</u>				岡上	<u>220円</u>	<u>330円</u>	<u>670円</u>	<u>1,220円</u>

川崎市教育文化会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
○川崎市教育文化会館条例							○川崎市教育文化会館条例						
昭和42年 3 月23日 条例第18号							昭和42年 3 月23日 条例第18号						
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）						
種別		金額					種別		金額				
		午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日	
		9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分				9時～12時	1時～5時	6時～9時30分	9時～9時30分	
イベントホール	区画しない場合		5,880円	6,990円	9,240円	22,110円	イベントホール	区画しない場合		5,370円	6,360円	8,400円	20,130円
	区画する	Aホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		区画する	Aホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Bホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			Bホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
		Cホール	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円			Cホール	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
会議室	大会議室		3,560円	5,290円	8,980円	17,830円	会議室	大会議室		3,240円	4,810円	8,170円	16,220円
	第1会議室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第1会議室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2会議室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第2会議室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3会議室		1,100円	1,350円	1,840円	4,290円		第3会議室		1,000円	1,230円	1,680円	3,910円
	第4会議室		1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		第4会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第5会議室		1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		第5会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第6会議室		1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		第6会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	第7会議室		1,960円	2,330円	3,080円	7,370円		第7会議室		1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	談話室		2,820円	3,930円	5,290円	12,040円		談話室		2,570円	3,580円	4,810円	10,960円
教養室	第1学習室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円	教養室	第1学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第2学習室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第2学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第3学習室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第3学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	第4学習室		1,100円	1,350円	1,840円	4,290円		第4学習室		1,000円	1,230円	1,680円	3,910円
	第5学習室		1,350円	1,960円	2,460円	5,770円		第5学習室		1,230円	1,790円	2,240円	5,260円

改正後					
	第 6 学習室	1,350円	1,960円	2,460円	5,770円
	実習室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	美術工芸室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	茶華道教室	1,960円	2,330円	3,080円	7,370円
	視聴覚教室	3,440円	4,550円	5,780円	13,770円
	料理教室	2,330円	2,940円	3,810円	9,080円
	種別		9 時～12 時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時
分館	第 1 学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	第 2 学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	実習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円
	和室	730円	850円	1,230円	2,810円

備考

1

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するときは、規定使用料の 2 割相当額を増徴する。

2

使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の 2 割相当額を増徴する。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3

イベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5 割
1,000円以上3,000円未満	10割

改正前					
	第 6 学習室	1,230円	1,790円	2,240円	5,260円
	実習室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	美術工芸室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	茶華道教室	1,790円	2,120円	2,800円	6,710円
	視聴覚教室	3,130円	4,140円	5,260円	12,530円
	料理教室	2,120円	2,680円	3,470円	8,270円
	種別		9 時～12 時	1 時～ 5 時	5 時30分～ 9 時
分館	第 1 学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	第 2 学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	実習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
	和室	670円	780円	1,120円	2,570円

備考

1

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用するときは、規定使用料の 2 割相当額を増徴する。

2

使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の使用時間区分における使用料の 2 割相当額を増徴する。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3

イベントホールの使用について入場料を徴収する場合は、次表の入場料金の区分に従い、規定使用料に増徴の割合を乗じて得た額を徴収する。

入場料金	増徴の割合
1,000円未満	5 割
1,000円以上3,000円未満	10割

改正後			改正前		
3,000円以上	20割		3,000円以上	20割	

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前		
○川崎市少年自然の家条例 昭和52年 3 月31日 条例第16号				○川崎市少年自然の家条例 昭和52年 3 月31日 条例第16号		
別表（第13条関係）				別表（第13条関係）		
区分	単位	金額		区分	単位	金額
		市内居住者	市外居住者			
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1 人 1 泊につき	360円	540円	小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1 人 1 泊につき	330円
中学校に在学する者	1 人 1 泊につき	480円	720円	中学校に在学する者	1 人 1 泊につき	440円
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1 人 1 泊につき	960円	1,440円	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1 人 1 泊につき	880円
その他の者	1 人 1 泊につき	1,810円	2,710円	その他の者	1 人 1 泊につき	1,650円
備考 5歳未満の者は、無料とする。				備考 5歳未満の者は、無料とする。		

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
○川崎市立日本民家園条例 昭和42年 3 月23日 条例第19号 別表第 1（第10条関係） 1 普通入園料 <table><tr><th>区分</th><th>個人</th><th>団体</th></tr><tr><td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td><td>360円</td><td>1 人につき 280円</td></tr><tr><td>一般</td><td>600円</td><td>1 人につき 480円</td></tr></table> 備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前 2 項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	360円	1 人につき 280円	一般	600円	1 人につき 480円	○川崎市立日本民家園条例 昭和42年 3 月23日 条例第19号 別表第 1（第10条関係） 1 普通入園料 <table><tr><th>区分</th><th>個人</th><th>団体</th></tr><tr><td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td><td>330円</td><td>1 人につき 260円</td></tr><tr><td>一般</td><td>550円</td><td>1 人につき 440円</td></tr></table> 備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前 2 項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	330円	1 人につき 260円	一般	550円	1 人につき 440円
区分	個人	団体																	
高校生・大学生及び65歳以上の者	360円	1 人につき 280円																	
一般	600円	1 人につき 480円																	
区分	個人	団体																	
高校生・大学生及び65歳以上の者	330円	1 人につき 260円																	
一般	550円	1 人につき 440円																	

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
○川崎市青少年科学館条例 昭和46年 3 月23日 条例第24号 別表第 1 （第 9 条関係） 1 普通観覧料 (1) 一般投影の観覧料 <table><tr><th>区分</th><th>個人</th><th>団体</th></tr><tr><td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td><td>220円</td><td>1 人につき 170円</td></tr><tr><td>一般</td><td>440円</td><td>1 人につき 350円</td></tr></table> 備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前 2 項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	220円	1 人につき 170円	一般	440円	1 人につき 350円	○川崎市青少年科学館条例 昭和46年 3 月23日 条例第24号 別表第 1 （第 9 条関係） 1 普通観覧料 (1) 一般投影の観覧料 <table><tr><th>区分</th><th>個人</th><th>団体</th></tr><tr><td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td><td>200円</td><td>1 人につき 160円</td></tr><tr><td>一般</td><td>400円</td><td>1 人につき 320円</td></tr></table> 備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前 2 項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	200円	1 人につき 160円	一般	400円	1 人につき 320円
区分	個人	団体																	
高校生・大学生及び65歳以上の者	220円	1 人につき 170円																	
一般	440円	1 人につき 350円																	
区分	個人	団体																	
高校生・大学生及び65歳以上の者	200円	1 人につき 160円																	
一般	400円	1 人につき 320円																	

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号					○川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例 平成20年6月24日条例第34号				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 施設利用料					1 施設利用料				
種別	金額				種別	金額			
	午前	午後	夜間	全日		午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時		9時～12時	1時～5時	5時30分～9時	9時～9時
集会室	2,940円	4,180円	5,410円	12,530円	集会室	2,680円	3,800円	4,920円	11,400円
和室	730円	850円	1,230円	2,810円	和室	670円	780円	1,120円	2,570円
調理室	970円	1,100円	1,470円	3,540円	調理室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
実習室	730円	850円	1,230円	2,810円	実習室	670円	780円	1,120円	2,570円
第1学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円	第1学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第2学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円	第2学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
第3学習室	970円	1,100円	1,470円	3,540円	第3学習室	890円	1,000円	1,340円	3,230円
備考					備考				
1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。					1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の施設利用料の額は、規定利用料の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。				
2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中					2 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料（前項の規定を適用する場合は、同項の規定により算出して得た額）の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中				

改正後	改正前								
間時間の施設利用料は、無料とする。 2 設備利用料 <table> <tr> <th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回</td><td><u>3,690円</u></td></tr> </table> 備考 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	単位	金額	1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	<u>3,690円</u>	間時間の施設利用料は、無料とする。 2 設備利用料 <table> <tr> <th>単位</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回</td><td><u>3,360円</u></td></tr> </table> 備考 1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。	単位	金額	1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	<u>3,360円</u>
単位	金額								
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	<u>3,690円</u>								
単位	金額								
1組、1台、1枚、1キロワットその他1単位 1回	<u>3,360円</u>								

川崎市教育文化会館条例等の一部改正について

1 使用料等改定の方

平成26年7月に策定された「使用料・手数料の設定基準」に基づき、全市的な使用料・手数料の見直しが行われることに合わせ、「教育文化会館」、「川崎市民館・労働会館」、「市民館」、「有馬・野川生涯学習支援施設」、「青少年の家」、「八ヶ岳少年自然の家」、「日本民家園」及び「青少年科学館」に設定された「標準的受益者負担割合（25.0%）」と、令和5・6年度決算額をベースとした「平均的受益者負担割合」を比較し、乖離がある場合には使用料等の見直しを行う。

2 受益者負担割合について

（1）標準的受益者負担割合

市場的（民間同種・類似施設 多）							
I	受益者 負担割合	II	受益者 負担割合	III	受益者 負担割合		
C I 50%程度		C II 75%程度		C III 100%程度		C	選 択 的 （ 公 共 関 与 の 必 要 性 大）
B I 25%程度	15.7	B II 50%程度		B III 75%程度		B	
A I 0%	0.0	A II 25%程度	14.6 17.5	A III 50%程度		A	
非市場的（民間同種・類似施設 少）							

※公の施設（広く一般市民が利用し、使用料について実質的に決定できる施設）の使用料について、施設の性格や、その施設で提供しているサービス内容に応じて、市場性（縦軸）及び公共関与の必要性（横軸）により9区分の標準的受益者負担割合（0～100%）を設定

（注）表中の受益者負担割合は令和5・6年度決算の平均値

(2) 令和5・6年度決算額をベースとした「平均的受益者負担割合」

施設名	標準的受益者 負担割合	受益者負担割合		平均的受益者 負担割合	改定内容
		R5	R6		
教育文化会館・市民館・ 有馬・野川生涯学習支援施設 ※川崎市民館・労働会館（開館前）	25.0%	15.8%	15.5%	15.7%	1.1倍
青少年の家	25.0%	22.5%	20.6%	21.6%	改定なし
八ヶ岳少年自然の家	25.0%	12.3%	12.5%	12.4%	1.1倍・市外料金設定
日本民家園	25.0%	14.0%	15.2%	14.6%	1.1倍
青少年科学館	25.0%	18.3%	16.6%	17.5%	1.1倍

- 「青少年の家」については、「標準的受益者負担割合(25.0%)」に対して、「平均的受益者負担割合(21.6%)」が±2割以内であるため、改定は行わない。
- 「標準的受益者負担割合」と「平均的受益者負担割合」の間に大幅な乖離がある場合でも、1.1倍を超える改定は行わない。
- 「八ヶ岳少年自然の家」については、「市外居住者区分の設定」を同時に行う。

3 改正内容

下の表中の各条例で定めている使用料等について、「現行の金額」に対して「改定後の金額」が1.1倍になるように改定を行う。なお、「改定後の金額」は令和9年4月1日から適用する。

<改定する主な使用料等（例）>

条例名	主な使用料等	現行の金額 1.1倍 → 改定後の金額 (10円未満切捨て)	
川崎市教育文化会館条例	大会議室（午前）	3,240円	3,560円
川崎市川崎市民館・労働 会館条例	ルーム1（午前）	1,230円	1,350円
川崎市市民館条例	高津市民館 第1会議室（午前）	1,230円	1,350円
川崎市有馬・野川生涯学 習支援施設条例	集会室（午前）	2,680円	2,940円
川崎市立日本民家園条例	入園料	550円（一般） 330円（高校生・大学生65歳 以上の者）	600円（一般） 360円（高校生・大学生65歳 以上の者）
川崎市青少年科学館条例	一般投影の観覧料	400円（一般） 200円（高校生・大学生65歳 以上の者）	440円（一般） 220円（高校生・大学生65歳 以上の者）

4 幸市民館改修に伴う料金改定について

幸市民館改修工事により、第1会議室の面積及び定員が他の会議室と同規模となることから、改修後の利用料金を他の会議室と同額とする。

(1) 面積・定員

	現行		改修後	
	面積(㎡)	定員(人)	面積(㎡)	定員(人)
第1会議室	107	60	58	30
第2会議室	54	30	52	30
第3会議室	54	30	61	30
第4会議室	54	30	61	30

(2) 改定額

会議室名	現行の使用料	改修後の利用料金
第 1 会議室(午前)	2,120円	1,350円  1.1 倍 (10 円未満切捨て)
第 2 会議室(午前)	1,230円	
第 3 会議室(午前)		
第 4 会議室(午前)		

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例の制定について

教育委員会事務局生涯学習推進課

1 施設概要

●昭和52年、長野県諏訪郡富士見町に開設した敷地面積約36万㎡の青少年教育施設

【位置】長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482
(施設標高：1,226m)

【面積】敷地面積：約357,000㎡ /延床面積：約11,000㎡

【主要施設】(敷地A) 宿泊棟（5棟）、食堂、管理棟、星座観測施設、
自由広場、バーベキュー場、野外炊飯場、キャンプ場
(敷地B) グラウンド、畑、テニスコート

【宿泊定員】531名（宿泊室55室・指導員室11室）

【管理】指定管理者（（一社）富士見パノラマリゾート）

2 「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性」(令和8年3月策定)

<方向性の結論>

●長期的な安全性やコスト比較、持続可能性の観点、更には、学校の実情に合わせた柔軟な学びのかたちへの変化等を総合的に考慮し、
今後の自然教室は、他施設の活用により実施

●指定期間（令和8年度～令和10年度）内で、全校他施設での実施に順次移行

●八ヶ岳少年自然の家は、青少年教育施設としての用途廃止（令和10年度）

八ヶ岳少年自然の家の利用状況

3 八ヶ岳少年自然の家の利用状況

- 八ヶ岳少年自然の家の利用状況については、自然教室等の利用が67.1%、その他市内利用が19.4%、市外利用が13.5%
- 自然教室等の利用以外は、主に夏休み等の長期休業期間や休日での利用となっており、平日利用は少ない状況である。
- 自然教室の利用が減少していくと、夏休み等の長期休暇以外の利用は、大幅に利用客が減少することが想定される。

【令和7年度 八ヶ岳少年自然の家 実利用者数】

団体種別	利用者数	割合	主な利用団体
自然教室等	18,616人	67.1%	自然教室及び教員の实地踏査等
青少年育成連盟加盟団体	1,281人	4.6%	子ども会(539人)、ボーイスカウト(669人)、ガールスカウト(73人)
社会教育関係団体	56人	0.2%	地域教育会議(56人)
学校教育利用	131人	0.5%	高校の部活動(131人)
市内利用団体	2,191人	19.4%	地域のスポーツクラブ(920人)、NPO法人(633人)、児童福祉関連団体(392人)、民間企業(241人)
家族・グループ	987人	3.6%	市内一般家族及びグループ
市や施設が主催する事業	713人	2.6%	主催事業の参加者
市外利用	3,734人	13.5%	川崎市外の利用者
合計	27,709人		

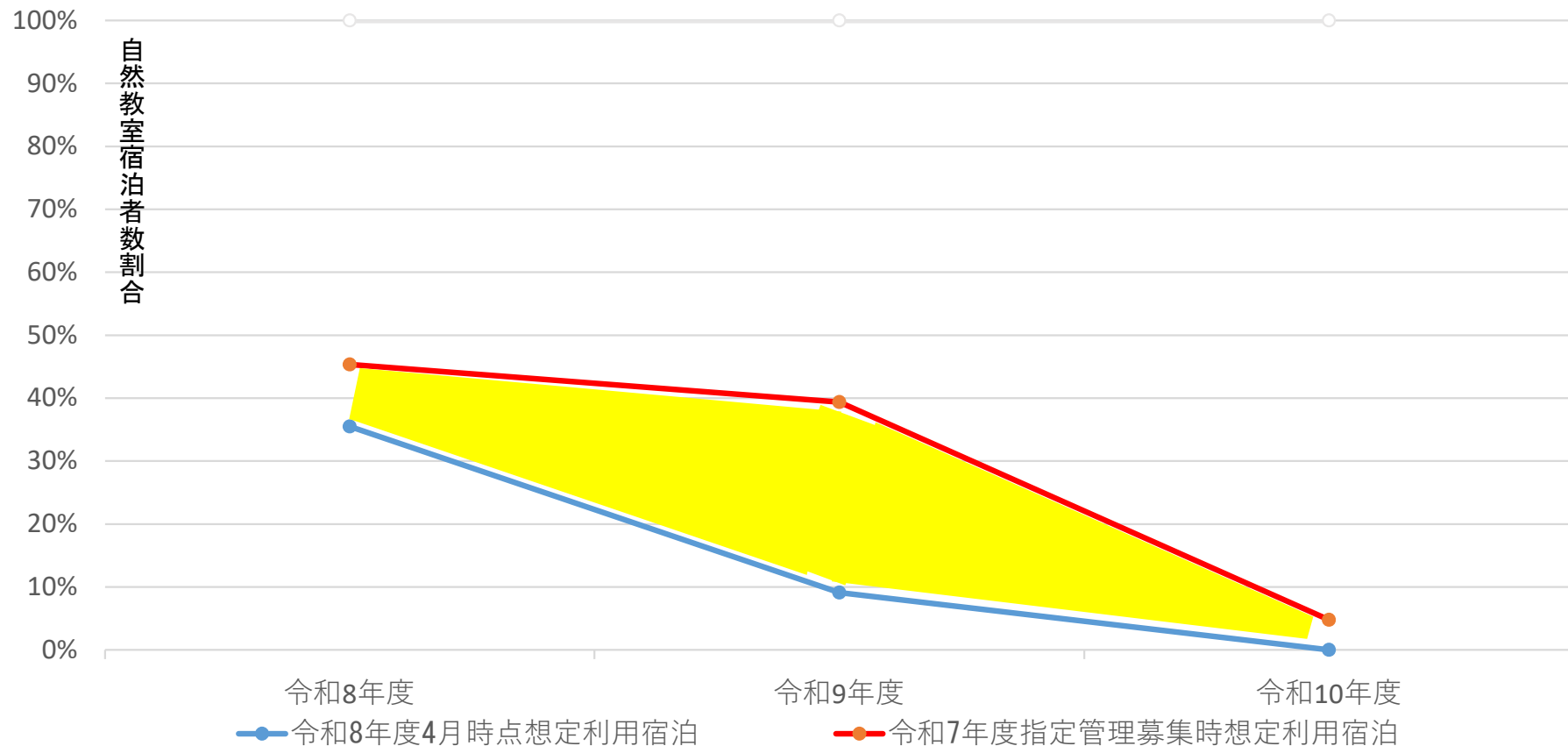
【令和7年度 月別宿泊室稼働率（予約ベース）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
自然教室	0%	32.3%	73.3%	33.1%	3.2%	73.3%	39.4%	0.7%	0.0%	51.6%	64.3%	7.7%	32.0%
その他	5.3%	7.8%	1.3%	26.1%	52.7%	9.4%	9.6%	4.4%	14.1%	11.5%	10.0%	13.6%	13.8%

4 指定管理事業者の状況

- 自然教室の他施設移行については、指定管理募集時の想定を上回るペースで進んでおり、宿泊者の大幅な減少が見込まれる。
- 自然教室目的の利用に関しては、利用料金は全額免除となっているが、宿泊に伴う食堂収入等の減少が見込まれる。
- 富士見町や指定管理者である（一社）富士見パノラマリゾートとは、今後の安定的な施設運営やサービス提供のため、市立学校自然教室以外の積極的な受け入れや料金設定等について協議を進めている。

自然教室の他施設活用への移行による宿泊者減少のイメージ



5 施設運営の現状課題

●施設利用の約7割を占めている自然教室が他施設に移ることで、施設に空き枠が生じる見込みである。安定運用の観点から、市内外問わず、学校行事以外の利用を増加させることが急務である。もともと川崎市民向けの施設なので、利用者区分「その他の者（主に児童・生徒以外）」の利用が増加した時、受益者負担の観点からも、市内居住者と市外居住者を区別して料金を設定する必要がある。

なお、川崎市青少年の家や、八ヶ岳周辺に存在する同様の施設（他自治体が運営する少年自然の家等）は既に市外居住者向けの料金が設定されている。

●自然教室利用者の減少に加えて今般の物価上昇等によって収支構造が変わっていく中、指定管理者が施設の稼働率を上げるための自助努力に取り組める環境を整える必要がある。

6 対応の方向性

●早期予約

市内外の団体の受け入れ促進を図るため、より早期に予約開始できるような運用改善に取り組む。

●市外料金の設定

川崎市青少年の家や八ヶ岳周辺に存在する同様の施設（他自治体が運営する少年自然の家等）を参考に、市内居住者の1.5倍の市外居住者料金を設定する。

⇒今回の条例改正により設定

●食事代等の見直し

今般の物価上昇等に対応するため、食事代等の見直しを検討

●広報の拡充

自然教室以外でも八ヶ岳少年自然の家を利用してもらえるように、川崎市からの広報の拡充を検討

7 改正内容

- 全庁的な「使用料・手数料の見直し」に基づき、現行の利用料金の1.1倍の改定を行う。
 - さらに料金表に「市外居住者」区分を設定し、利用料金は市内居住者の1.5倍の額とする。
- ※条例に定める金額は上限額であり、実際の金額は指定管理者と協議の上、決定する。

川崎市少年自然の家条例

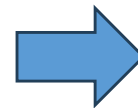
(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

別表（第13条関係）

(現行)			(改定後)	
区分	単位	金額	金額	
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	330円	市内居住者	市外居住者 左記金額1.5倍
中学校に在学する者	1人1泊につき	440円	360円	540円
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	880円	480円	720円
その他の者	1人1泊につき	1,650円	960円	1,440円
			1,810円	2,710円

全庁的な
見直し
1.1倍



8 条例改正による増収見込額

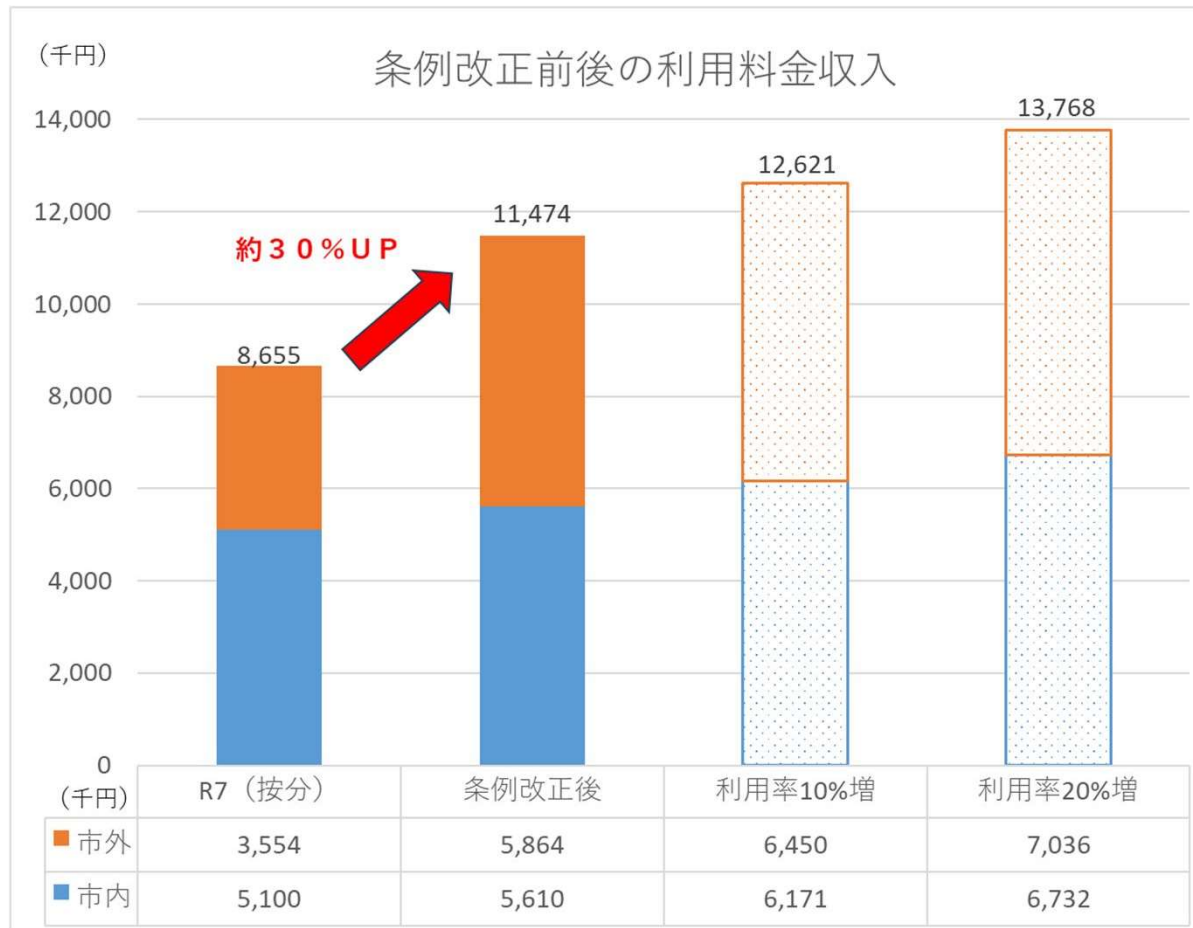
(1) 令和7年度利用料金収入 ⇒ 約8,655千円

(2) 条例改正後の利用料金での試算

利用件数及び市内外の割合を令和7年度と同じと仮定 ⇒ 約11,474千円

増収見込額 約2,819千円

※市内小中学校の自然教室関連利用は算出から除外



参考：八ヶ岳周辺に存在する主な少年自然の家の市外居住者料金

施 設 名	対 象	こども料金	おとな料金	市外料金の倍率
川崎市少年自然の家 (R9/4～)	その他の者	540円 (小) 720円 (中)	1,440円 (高) 2,710円 (大人)	1.5
多摩市立八ヶ岳少年自然の家	その他の者	1,220円 (子ども・幼児)	2,440円 (大人)	2
調布市八ヶ岳少年自然の家	委員会が適当 と認める者	600円 (児童生徒)	1,800円 (高校生以上)	2～2.5
志木市立八ヶ岳自然の家	市民以外の者	1,040円 (小中学生)	2,100円 (大人)、 1,040円 (65歳以上)	2
山梨県立八ヶ岳少年自然の家	県外	330円 (幼保小中学校・青少年団 体の行事) 330円 (3歳以上の幼児・小中高 生)	330円 (その他)	1～3
文京区立八ヶ岳高原学園	区立学校以外 の小・中学校	2,800円 (3歳以上中学生以下)	5,700円 (大人)	2～2.03
板橋区立八ヶ岳山荘	区外	1,500円 (子ども)	4,200円 (大人)	1.5